

## 吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2022 年 2 月 24 日

パナソニック株式会社

2022年2月24日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

大阪府門真市大字門真 1006 番地  
パナソニック株式会社  
代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規

当社は、2021年5月31日付でパナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社（以下「本承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に基づき行う吸収分割を「本吸収分割」といいます。）を締結し、2021年7月19日付、2021年8月27日付及び2021年9月9日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示を行いました。2022年2月24日付で本吸収分割の承継対象権利義務の一部の変更に係る吸収分割契約変更契約を締結したことに伴い、2021年7月19日付「吸収分割に係る事前開示書面」に変更が生じたので、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は2021年7月19日付「吸収分割に係る事前開示書面」の項目番号と対応しております。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

以下の事項を追加いたします。

「当社は、本吸収分割の承継対象権利義務の一部を変更するため、2022年2月24日付で、本承継会社との間で本吸収分割契約に係る吸収分割契約変更契約を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約変更契約」のとおりです。」

以上

別紙

## 吸収分割契約変更契約

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）及びパナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で2021年5月31日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）の変更について、以下のとおり吸収分割契約変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

### 第1条（本吸収分割契約の変更）

本吸収分割契約別紙「1.資産」(1)号及び(3)号について、下線部分を追加し、以下のとおり改める。

「(1) 全ての土地（土地を目的とする信託受益権を含む。）。但し、本号にかかわらず、次に掲げる土地は、承継対象とする。

- ・ 神戸工場（ノートパソコン事業）が所在する土地
- ・ 津山工場が所在する土地

(3) 海外法人及び国内法人の株式又は持分。但し、本号にかかわらず、次に掲げる法人の株式は、承継対象とする。なお、当該株式を本吸収分割により乙に承継することに関し、当該法人の他の株主の同意を要する場合であつて、基準時時点においてかかる同意を取得できる見込みがなく、かつ、当該株式を乙に承継させることにより甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生するときには、当該株式を承継対象権利義務から除外する。

- ① パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社
- ② パナソニック スマートファクトリーソリューションズ株式会社
- ③ パナソニック交野株式会社
- ④ パナソニック吉備株式会社
- ⑤ Blue Yonder Holding, Inc.

### 第2条（変更の効力）

本変更契約は、本吸収分割契約の不可分の一部をなし、本変更契約により変更、修正又は追加されたものを除き、本吸収分割契約の他の規定は引き続き効力を有するものとする。本変更契約締結日より、本吸収分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約によって変更された本吸収分割契約を意味するものとする。

（以下余白）

本変更契約の締結を証するため、本変更契約書1通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、甲が原本を乙はその写しを保有する。

2022年2月24日

甲：パナソニック株式会社

代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規 ㊞

2022年2月24日

乙：パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社  
代表取締役社長 片倉 達夫 ④